一般社団法人日本ドローンショー協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本ドローンショー協会と称し、英語では Japan Drone Show Association (JDSA) と表記する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本国内におけるドローンショーの認知向上および日本のドローンショーを世界に誇れる文化コンテンツとするため、安全で感動的なショーを提供するための関連する法規制や技術基準を設け、業界全体の品質向上を目指すことを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) ドローンショーに係る安全基準の制定と改定
- (2) ドローンショーを用いたコンテストイベントの実施
- (3) ドローンショーオペレーターの認証等の仕組みの創設と運用
- (4) ドローンショー運営に関するセミナーの実施
- (5) ドローンショーに関係する行政機関や団体等との連携
- (6) ドローンショーに関する情報の収集と発信
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(会員の種類)

- 第6条 当法人の会員は、次の3種類とする。
 - (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営に協力する意思のある法人・個人

- (2) 一般会員 当法人の目的を理解し、支援する意思のある法人・個人
- (3)特別会員 自治体および省庁

(入会)

- 第7条 正会員を、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 2 会員となるには、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、当法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会の決定により 定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる場合であっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、理事会の決定により定める退会届を提出することにより、任意にいつで も退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員 としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条 第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返却しない。

第3章 機 関

(理事会及び監事の設置)

第12条 当法人には、理事会及び監事を置く。

第4章 役 員

(役員)

- 第13条 当法人に、理事3名以上、監事1名以上を置く。
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長を、一般法人法が定める代表理事とする。

(役員の選任)

- 第14条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の職務)

- 第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業 務執行に関する意思決定をし、理事長による業務執行を監督する。
- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 監事は、本会の会計及び理事による職務の執行を監査する。また、いつでも、理事及び 使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができ る。

(役員の任期)

- 第16条 理事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし ての権利義務を有する。

(役員の報酬)

第17条 理事及び監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(役員の解任)

第18条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任す

る場合は、総正会員の議決権の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の責任の一部免除又は責任限定契約)

- 第19条 本会は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 本会は、一般法人法第115条第1項に定義する非業務執行理事等との間で、一般法人法 第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任 を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 社員総会

(社員総会の構成)

第20条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎 事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の権限)

第21条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(社員総会の招集)

- 第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事 長が招集する。
- 2 社員総会を招集する場合には、通知の発出時点において会員資格を有する正会員に対し、会議の日時、場所及び目的を記載した書面により、社員総会の日の一週間前までに その通知を発しなければならない。
- 3 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、正会 員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(社員総会の議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(社員総会の決議)

第24条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過

半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、 総正会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3)解散
- (4) その他法令で定められた事項

(参考人)

第25条 議長は、社員総会に必要と認める者を出席させ、発言させることができる。

(社員総会の議事録)

- 第26条 社員総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める 事項を記載した議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 理事会は、オンライン会議又は各参加者が他の参加者に意思を表明し、協議を行うことのできるその他の方法においても行うことができる。

(理事会の決議事項)

- 第 28 条 理事会は、法令及び本定款において他に定める事項のほか、次の事項を決議する。
 - (1) 社員総会において決議した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として社員総会に付議する事項
- 2 理事会は、本定款において理事会が決すべきとされている事項及び法令において理事 に委任することができない事項については、自ら決しなければならない。

(理事会の招集と決議)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ 理事会において定めた方法により、他の理事もこれを招集できる。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が議長を務めることができない場合は、理事会で定めた順により他の理事がこれに当たる。

3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載した議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事及び監事は、理事会議事録に記名押印または電子押印する。

第7章 資産及び会計

(事業報告及び計算書類)

- 第32条 当法人の事業報告及び計算書類等については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受け、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2)貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 当法人は剰余金の分配を行わない。

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の改正及び解散

(定款の改正)

第34条 本定款の改正は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数が出席し、出席 した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって行う。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が解散したことに伴い債務を完済した後に、当法人に残余財産がある場合の残余財産の帰属先は、社員総会の決議によって定める。

第9章 雑 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第38条 この定款に規定のない事項は、当法人において別途定める規程の他、法令によるものとする。